

意見書案第8号

東京電力における一方的な賠償対応の改善を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故から1年9か月が経過した。

今回、東京電力(株)は12月5日、福島県内の住民に対し、平成24年1月から8月までの8か月分の精神的苦痛への賠償を発表した。しかし、発表された内容は福島県が求めていた県内一律の賠償ではなく、一部の地域に限定したうえに地域間においても金額による差別を行い、そのうえ本年8月末をもって賠償を終了するという一方的な内容であり、我が白河市議会としては到底納得のいくものではない。

これまで政府は、福島県の原発事故への賠償問題に対し誠意をもって対応すると述べており、総理大臣自ら「福島の復興なくして、日本の復興なし」と述べたように福島県民の原発問題を含めた復興への後押しを約束してきたと県民は理解しており、今回の東京電力の一方的な賠償及び終了宣言等行為を政府は見過ごしにして良いものなのか。

原子力発電政策は国策であり、事故への責任は国にあると考えられる。東京電力を指導・監督する立場であり、ともに賠償問題を考える立場にある国・政府であるならば、今回の東京電力の対応を見過ごしにできないと我々は考えている。

よって、つぎの点を考慮し、東京電力に対し、強く指導するよう求めるものである。

1. すべての県民が日常の生活に戻るまで、精神的苦痛に対する賠償を続けるよう東京電力を指導すること。
2. 福島県民は何らかの形で精神的苦痛を受けていることを理解させ、地域による差別等を行わず、一律同額の賠償を東京電力に行わせること。
3. 東京電力に対し、精神的苦痛に対する個別事案に対しても誠心誠意対応し、早急なる解決を求ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、原発担当大臣、復興担当大臣 あて

福島県白河市議会長 高橋光雄